

## 「化学物質管理にかかる無料相談会」を開催します

令和6年4月より、改正労働安全衛生法による新たな化学物質管理が求められています。

(独)労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター(奈良さんぽ)と(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 奈良支部は、今年度、初回をむかえる『化学物質管理強調月間(毎年2月)』にあわせ、

令和7年2月10日(月)、2月17日(月)の両日、奈良さんぽで「職場における化学物質管理にかかる無料相談会」を開催します!

### ◆ 「職場における化学物質管理にかかる無料相談会」の概要

日時：令和7年2月10日(月)と2月17日(月)、いずれも13時～16時

場所：奈良産業保健総合支援センター

奈良市大宮町1-1-3 2 奈良交通第3ビル3階

電話 0742-25-3100

(JR奈良駅東口から徒歩約5分、近鉄奈良駅から徒歩約7分)

対応：専門相談員による対面相談(両日13時～16時)

※ このほか、電話(0742-25-3100)、FAX(0742-25-3101) ..

メール(info@naras.johas.go.jp)による相談も受け付けています。

主催：(独)労働者健康安全機構・奈良産業保健総合支援センター

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会奈良支部



## 【参考】

### ◆ 化学物質管理強調月間について

職場において製造または取り扱われる化学物質のうち、危険性・有害性を有するものは約2,900程度あることがわかっています。化学物質による労働災害は、全国で年間450件程度発生していますが、その8割は規則対象外の化学物質で、中小事業場での発生が多い状況です。このため、令和6年4月から労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制が導入されました。「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としています。

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001342208.pdf> (厚生労働省ホームページ)



### ◆ 奈良産業保健総合支援センター（所長：安東範明）について

産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者及び事業主等に対して、職場の健康管理のための支援を行うことを目的として、独立行政法人労働者健康安全機構が全国47の都道府県に設置する機関で、相談、研修、情報の提供、治療と仕事の両立支援・メンタルヘルス対策についての支援、地域窓口（地域産業保健センター）の運営等の事業を実施しています。地域窓口では、産業医選任が不要な労働者50人未満の事業場に対して産業保健指導等の専門的支援を行っています。

奈良産業保健総合支援センターホームページ <https://naras.johas.go.jp/>



### ◆ 日本労働安全衛生コンサルタント会奈良支部（支部長：大原賢了）について

労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントは、労働安全衛生法に基づく国家資格であり、労働者の安全衛生の水準の向上を図るため、事業場の安全衛生の診断指導を行なう専門職です。安全分野では機械・電気・化学・土木・建築、衛生分野では保健衛生・労働衛生工学の試験区分があり、労働災害防止を目的とした教育研修、相談、職場環境改善支援、健康障害防止等に従事しています。

日本労働安全衛生コンサルタント会（会長：三浦展義）は、労働安全衛生法に基づき設置された一般社団法人であり、開業コンサルタントのほか、事業所、環境測定機関、健診機関等に勤務するコンサルタントで構成（全国会員数2,732人、R6.10.25現在）し、労働者への教育研修や事業所に対する診断指導を進める活動を展開しています。

日本労働安全衛生コンサルタント会奈良支部ホームページ <https://jashcon-nara.com/>

日本労働安全衛生コンサルタント会(全国組織)ホームページ <https://www.jashcon.or.jp/>



# 産業保健相談・質問票

令和 年 月 日

職場の労働災害防止の取組等について、ご相談、ご質問、疑問点等がありましたら、以下にご記入いただき、相談時にご提出、あるいは、FAX、メールにてお送りください。当センターの産業保健相談員等から回答させていただきます。

## ■ ご相談者(差し支えない項目・範囲でのご記入でも結構です。)

事業場名		氏名	
業種	1. 製造業      2. 建設業      3. 運送業      4. 電気・ガス・水道 5. 情報通信業      6. 卸・小売業      7. 金融・保険業      8. 不動産業 9. 飲食・宿泊業      10. 医療・福祉      11. 教育・学習支援      12. サービス業 13. その他( )		
事業場所在地	〒	従業員数	人
職種	1. 産業医      2. 保健師・看護師      3. 事業主      4. 労務管理担当者 5. 衛生管理者      6. 安全衛生担当者      7. 労働者      8. その他( )		
電話		FAX	
E-mail			
ご希望の回答方法 (○を付けてください。)	1 電話      2 直接面談(於:センター) 3 メール      4 FAX		

## ■ 相談・質問内容(できる限り具体的にご記入ください。)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

相談・質問票(Word版)は

<https://naras.johas.go.jp/wp-content/uploads/2025/01/174c6f12bc9e6260825e343c81967a78.docx>

からダウンロードできます。